

平塚市と事業者等との包括連携協定に関するガイドライン



2025 年 10 月

平塚市企画政策部企画政策課

目 次

1	はじめに	1
2	包括連携協定について	2
3	包括連携協定の締結要件	3
4	包括連携協定締結までの流れ	4
5	包括連携協定の有効期間	5
6	予算・契約上の取扱い	5
7	包括連携協定における定例会議等	5
8	包括連携協定の解除	5

I はじめに

本ガイドラインは、地域課題の解決、市民サービスの向上や地域の活性化等に向け、意欲と実行力のある事業者等と市が継続的に連携・協働していくために、包括連携協定の考え方、締結要件や運用方法などを整理することを目的として策定したものです。

【本ガイドラインにおける用語の定義】

(1) 事業者等

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体

(2) 連携事業等

地域課題の解決、市民サービスの向上や地域の活性化等に向けて、市と事業者等が連携・協働して実施する事業・取組

(3) 包括連携協定

連携事業等の実施に関して必要な事項を定め、市と事業者等の双方が合意した上で締結する協定

(4) 協定事業者等

市と包括連携協定を締結した事業者等

2 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別の分野における具体的な事業・取組を実施するために締結する協定（個別協定）とは異なり、市と事業者等が、地域課題の解決等に向けて相互協力をしていく意思表示を行い、多岐にわたる分野において、連携事業等を継続的に進めていくための協定です。

【包括連携協定と個別協定】

種別	概要	所管	要件
包括連携協定	多岐にわたる分野において、包括的に相互協力しながら、継続的な事業・取組を実施するための協定	企画政策課	本ガイドラインによる
個別協定	個別の分野において、具体的な事業・取組を実施するための協定	担当課	担当課にて判断

※協定の名称に「包括連携」が含まれる場合でも、個別の分野における具体的な事業・取組に係る協定であれば、個別協定として取り扱います。

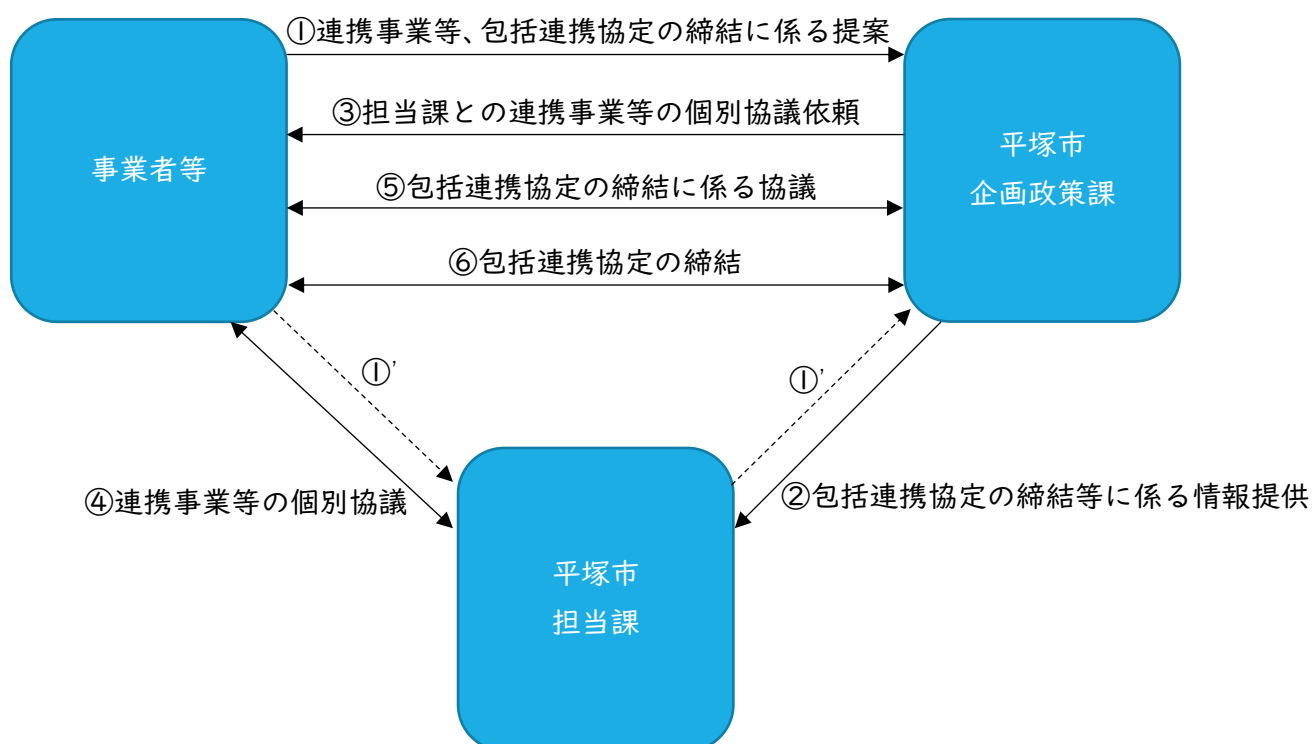
例）市民の健康づくりに関する包括連携協定

3 包括連携協定の締結要件

包括連携協定の締結に当たっては、以下の全てを満たすことを要件とします。

- (1) 地域課題の解決、市民サービスの向上や地域の活性化等を図るため、事業者等が市と連携・協働して取り組む意欲があること。
- (2) 原則として、3つ以上の連携事業等の実施（予定を含む。）があること。
- (3) 以下の5つの分野のうち、3つ以上の分野において連携事業等の実施（予定を含む。）があること。
 - ①子ども・子育て、教育に関すること。
 - ②健康、福祉に関すること。
 - ③共生、文化芸術、スポーツに関すること。
 - ④安心・安全、都市基盤、交通に関すること。
 - ⑤産業、雇用、環境に関すること。
- (4) 本ガイドラインに基づき、事業者等が市と継続的に協力・対話しながら、積極的に連携事業等を実施できる事業者等であること。
- (5) 市及び事業者等の双方に包括連携協定を締結する意思があること。
- (6) 以下に該当する事業者等でないこと。
 - ①代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
 - ②会社更生法及び民事再生法等による手続中である団体
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
 - ④役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
 - ⑤公租公課を滞納している団体
 - ⑥市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
 - ⑧その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体

4 包括連携協定締結までの流れ



①事業者等から市に連携事業等や包括連携協定の締結に係る提案が行われる。

①'事業者等から担当課に包括連携協定の締結に係る提案があった場合は、企画政策課に情報提供を行う。

②企画政策課から担当課に包括連携協定の締結等に係る情報提供を行うとともに、事業者等から連携事業等に係る提案がある旨を伝える。

③企画政策課から事業者等に担当課との連携事業等の個別協議を依頼するとともに、包括連携協定の締結要件（前頁（２）（３）の要件）を満たす見込みとなった場合に、改めて包括連携協定の締結要否に係る協議を行う旨を伝える。

④担当課と事業者等で連携事業等の個別協議を行う。

個別協議の結果、包括連携協定の締結に関わらず連携事業等を実施する場合は、担当課と事業者等で協議の上、個別協定を締結するなどして、先行して連携事業等を実施することは可能とする。

⑤包括連携協定の締結要件（前頁（２）（３）の要件）を満たす見込みとなった場合には、企画政策課と事業者等で包括連携協定要否に係る協議を行う。

⑥包括連携協定の締結が必要な場合には、協定書の内容を協議し、包括連携協定を締結する。

※協議を進める中で、包括連携協定の締結要件（前頁（６）の要件）を確認する必要があると判断した場合には、市から事業者等に確認書類の提出等を求める。

5 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年度3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに、市又は協定事業者等のいずれからも申し出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とします。

6 予算・契約上の取扱い

連携事業等を進めるに当たって予算措置を伴う場合においても、市は、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。

このため、協定事業者等を、連携事業等に係る契約の相手方とする場合は、随時契約の可否を含め、入札・契約に関する法令及び条例・規則等を遵守しなければなりません。

7 包括連携協定における定例会議等

市と協定事業者等は、継続して連携事業等を実施するため、必要に応じて定例会議を開催するなど、定期的に対話の機会を確保します。

8 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解除するものとします。

- (1) 2年以上連携事業等の実績がなく、かつ、将来的にも連携・協働の可能性が低いと判断した場合
- (2) 包括連携協定の締結要件を満たさなくなった場合
- (3) 市又は協定事業者等のいずれかから当該包括連携協定に定める解除の申し出があった場合